

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第三編 労働組合対策

第三章 義務教育学校職員法案と教員の政治活動制限の動き

第一節 義務教育学校職員法案

義務教育費を全額国庫負担にしようとする自由党や岡野文相の構想は本年はじめから次第に形をとりはじめたが、その内容が「全額国庫負担」とはいつでも実は地方財政への圧迫になるという点では自治庁や地方自治体の反対をうけ、教員を国家公務員にきりかえるという点では日教組などのつよい抵抗にあい、成案をうるまでに難航をきわめた。自治庁担当の本多国務大臣は一月一〇日次のように語り反対の意見を述べたが、それは一つの反対意見を代表しているといえる。

一、自治庁としては、地方自治を害しない限り、全額負担でも半額負担でも結構だ。もし国庫で負担するなら、それは現実の教員数とその給与を基礎として計算されるべきであり、文部省のいうように現実より低い定員定額を基礎とするものであっては地方財政を圧迫することになるから困る。まして府県間の不均衡を調整するためと称して、入場税などを国税に引上げるとかそのほか地方財政にシワ寄せするようなことには反対である。

一、また全額負担することによって、教員を国家公務員とすることについては地方自治の本旨に逆行するものだから反対する。全額を都道府県に交付して、これまで同様に地方公務員として給与を支払うべきだ。

一、自治庁としては、地方制度調査会も発足しているのだから、この問題はしばらく持越しとして慎重に検討することもよいと考えている。

自由党および文部省は「全額国庫負担」という言葉で、この場合の「義務教育費」というのがたんに教員の給料を意味するにすぎないことや、地方財政にかえって大きな影響を与える点などをおおいかくすことにある程度成功したが、それでもなおこの政策の真の意図が教員を国家公務員にしてその政治活動を制限することにあるという批判は次第に高まってきた。そのため一月一七日閣議で決定した「公立義務教育諸学校教職員の身分及び給与の負担の特例等に関する法律案要綱」は自治体側へのある種の妥協を含んでいたが、しかも教員側の要求には何らゆずっていないといえるものであった。その全文は次のとおりであるが、

一、教員を国家公務員にするとともに、人事権を市町村教員委員会に委任できることを定めているが、この場合、自治庁、地方団体などの強い要望により、人事権行使には、市町村長も関与できる。

一、この要綱に基づく法案が再開国会で成立すれば、教員給与費の半額負担と教材費の国家負担を定めた現行の義務教育費国庫負担法は当然廃止される。

一、給与の支払責任者を都道府県とし、国は一定額を交付するというかたちをとっている。

ことが特徴的であった。

一、(目的)義務教育について、国の責任を明確にし、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る。

二、(義務教育諸学校の教職員の身分)義務教育諸学校の教職員の身分は国家公務員として文部大臣が任免すること。ただし文部大臣はその権限の一部を市町村教育委員会に委任すること。その際市町村教育委員会は市町村長と協議して人事を行い、都道府県教育委員会はその人事についてあつ旋調整を行うこと。

三、(定員)義務教育諸学校の教職員の総数は児童、生徒数を基礎とした学校種別ごとの算定基準により算出すること。

四、(給与の種類及び額)教職員に支給する給与の種類及び額は国立学校の教職員に支給する給与の種類及び額と同一とすること。

五、(給与の支給事務)給与の支給事務を行うために、都道府県及び市町村に国の職員を配置すること。ただし、必要がある場合には都道府県及び市町村の職員にこの事務を委任することができること。

六、(教材費の国庫負担)国は、毎年度義務教育の教材に要する経費の一部を負担するものとする。

七、(施行期日)この法律は昭和二十八年四月一日から実施するものとする。

八、(経過規定)当分の間、義務教育諸学校の職員の諸給与は都道府県が負担し及び支給するものとし、国は都道府県に対しこの法律に定める定員によって算出した額を交付するものとする。

しかも、全額国庫負担にした場合の財政措置について文部省と大蔵省の間に対立があつてまとまらず、事務的には折衝は決裂した。しかし二月一日に至り文部省案が次のように決定された。

(義務教育学校職員法案)

第一章 総則

第一条(目的)この法律は、義務教育に関する国の責任にかんがみ義務教育学校職員について、その身分、定員、任免、給与、分限、懲戒、服務その他必要な事項を定めることにより、義務教育学校職員の地位及び待遇を保障し、もつて義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。

第二条(定義)この法律において「義務教育学校職員」とは、市(特別区を含む。以下同じ)町村及び市町村の組合の設置する小学校、中学校並びに都道府県、市町村及び市町村の組合の設置する盲学校、ろう学校の小学部及び中学部の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、常勤の講師及び事務員の職にある者をいう。

第三条(身分)義務教育学校職員(以下「教職員」という)は、国家公務員の身分を有する。

第五条(任命権者)(1)教職員の任命権は、この法律に別段の定めあるもののほか、教職員の属する学校を所管する教育委員会が教育長の推薦に基いて行う。

(2)教育委員会は、文部大臣の定めるところにより、前項の任命権の一部を教育長その他上級の所属職員に委任することができる。

第二章 定員

第七条(定員)教職員の職の定員は、政令の定める基準によって算定した数とする(都道府県及び市町村ごとの定数)

第八条 教職員の都道府県ごとの定数は、文部大臣が文部省令の定める基準により定める。教職員の市町村ごとの定数は、前項の規定により定められた都道府県ごとの定数の範囲内で、都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会の意見を聞いて定め

る。

第三章 任免

第九条(任用の方法)都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会の行う教職員の任用に関しその能率的な運営に必要な助言と指導を与え、及び勧告をすることができる。

市町村の教育委員会が校長を任命しようとするときは、あらかじめ都道府県の教育委員会に協議しなければならない。

市町村長は教職員の任用について当該市町村の教育委員会に意見を述べるることができる。

第四章 職階制(略)

第五章 給与及び勤務時間

第十三条(給与費の総額等の指示)

(1)文部大臣は、各都道府県の教育委員会に当該都道府県内の教職員にかかる給与等に要する経費(以下「給与費」という)の総額及び給与の実施について必要な事項を指示しなければならない。

(2)都道府県の教育委員会は前項に規定する文部大臣の指示に基いて、市町村ごとの職務の級の定数その他任命権者が職員の任用、昇給その他給与にかかる措置を行う場合の基準を定めなければならない。

(3)市町村の教育委員会は前項により都道府県の教育委員会が定める基準に従って教職員の任用、昇給、その他給与にかかる措置を行わなければならない。

(4)第一項に規定する都道府県ごとの給与費の総額の算出に関しては文部省令で定める。

第十四条の二(勤務時間)教職員の勤務時間は休憩時間を除き、一週間について四十四時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、文部省令の定めるところにより、教育委員会で定める。

第六章 分限及び懲戒(略)

第七章 服務

第十七条(法令及び上司の命令に従う義務)教職員はその職務を遂行するに当って法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第二十条(争議行為等の禁止)教職員について国家公務員法第九十八条第五項の規定を適用する場合においては第五項中「政府」とあるのは「政府又は、地方公共団体の機関」と読み替えるものとする。

第八章 研修及び勤務成績の評定(略)

第九章 公務災害補償(略)

第十章 雑則(略)

付則

第二十九条(施行期日)この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

第三十条(この法律施行の際における教職員の職にある者の取扱)この法律施行の際、現に市町村及び市町村の組合の設置する小学校、中学校並びに都道府県、市町村及び市町村の組合の設置する盲学校、ろう学校の小学部及び中学部の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、寮母及び事務職員の職にある者は、この法律又はこれに基く政令により別に定めるものを除く外それぞれ現にある級及び現に受ける号給に相当する俸給をもって、この法律により、国家公務員に任用され、引き続いて現にある職に相当する職についたものとする。

第三十六条 (1)教職員の定員は第七条の規定にかかわらず当分の間文部大臣の定める基準により、都道府県の条例で定める。

(2)前項の都道府県の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一条から第六十三条の三までの規定の適用があるものとする。

第三十七条 教職員の市町村ごとの定数は、第八条の規定にかかわらず、前条の規定により、都道府県の条例で定める範囲内で都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会の意見をきいて定める。

第三十九条 第四条、第十三条及び第十四条の規定にかかわらず当分の間、教職員の給与の負担及び支給に関しては、次の各条の定めるところによる。

第四十条(給与の負担)(1)教職員には、俸給、扶養手当、勤務手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷手当、石炭手当、退職手当、死亡一時金、旅費、公務災害補償並びに規定の恩給(以下「俸給その他の給与」という)を支給。

(2)前項に規定する俸給その他の給与は、都道府県の負担とする。

第四十一条 教職員の俸給その他の給与及び勤務時間に関しては国立学校の相当職員の基準に従い都道府県の条例で定める。

第四十二条 第四十条に規定する教職員の俸給その他の給与の支給は、都道府県の教育委員会が行うものとする。

第四十三条 国は都道府県に対し毎年度第四十条第二項の規定により都道府県が負担する教職員の俸給その他の給与にかかる経費について左の各号に規定する各都道府県ごとの教職員の数及び俸給その他の給与の額に基いて算出した額に相当する金額を交付。

一、教職員の数 学校種別ごとに学校及び学級又は児童、生徒の数を基準として文部省令の定めるところにより算出した数。

二、教職員の俸給 国立学校の相当する教職員の俸給の例に準じて算出した学校種別ごとの教職員の全国の平均単価に、各都道府県ごとの教職員の構成および勤続年数等を考慮して、文部省令の定めるところにより算出した額。

三、俸給その他の給与(俸給を除く)(1)おおむね国立学校の相当する教職員のこれらの給与の額を基準として文部省令で定める基準により算出した各都道府県ごとの額。

(2)前項の数値または金額の算出に関し必要な事項は文部省令で定める。

第四十四条 前条の規定にかかわらず、昭和二十八年度に関してはこの法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律による改正後の地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)によって算出された基準財政収入額が基準財政需要額を越える都道府県に対しては、前条第一項の規定によって算出された金額から、基準財政収入額が基準財政需要額を越える額を差し引いた金額を交付するものとする。

要綱を一七日の閣議で多少修正の上、この法案は、第一五国会に提出されたが、二月二三日岡野文相が参議院本会議でのべたところによると、その提案理由は次のとおりである。

戦後、我が国の教育制度が、新憲法に謳われている民主主義の基本理念に立って、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図るための諸種の改革を経て来たことは、すでに御承知の通りであります。いわゆる六・三・三・四の新学制の実施や教育委員会の設置を初め、教科内容の諸改革等は、いづれも民主主義の基本理念と、教育の機会均等、その水準

の維持向上とを目的として、漸次その成果を収めて参ったのであります。併しながら、これらの諸施策は短かい期間に早急に行われましたが故に、その是正を必要とする事項もありますことは又申すまでもないところでございます。政府は、目下それらの事項について再検討を加え、真に独立後の国情にふさわしい制度を確立いたしたいと努力を重ねておるのでございますが、何と申しましても、義務教育は国家として最も意を注ぐべき国民の基礎教育であり、これが振興を図りますことは我が国文教の基本であります。故に、この義務教育についての必要な改正を先ず第一に採り上げようといっているものであります。この法案を提出いたしましたゆえんのものも又それに外なりません。即ち、この法案は、義務教育に対する国の責任を明らかにし、義務教育に従事する教職員を国家公務員とすると共に、併せて、その教職員の給与を直接国が負担支給し、以て義務教育の水準の維持向上を図ることを目的とするものであります。

御承知のごとく、義務教育に従事する教職員の給与は現在都道府県の負担とされております。昭和一五年以前には市町村の負担とされていたのであります。市町村財政の窮乏により、昭和一五年都道府県の負担と切替えられて以来、現在に及んでいるものであります。

併しながら、この教職員の給与費は相当な金額に上るものであり、地方公共団体にのみその負担を委ねることは困難であると考えるのであります。現に、昭和の当初以来、国は実質的にその給与費の半額程度の金額を負担し、昭和一五年、給与量の負担が市町村から都道府県に切替えられた後も、国がその二分の一を負担するという制度がとられてきたのであります。ところが、右の義務教育費国庫負担金は、シャープ勧告に基づく地方財政平衡交付金制度の実施により、昭和二五年度以来、地方財政平衡交付金に吸収され、その結果、教職員の給与量は都道府県の一般財源によって賄うこととされたのであります。この給与量は義務教育の進展に伴って逐年増大し、実に都道府県の一般財源中ほぼその半ばを占めるに至っております。このため、財政的に恵まれない府県にあっては給与量とその財政を圧迫するところ大であり、延いては、国家的事業たる義務教育の機会均等、その水準の維持向上という義務教育の基本的要請の実現にさえ支障を来たすのではないかと憂慮されるに至ったのであります。

昨年国民多数の御支援を得て、教職員給与費の半額を国が負担するという義務教育費国庫負担法が制定されましたのも、かかる実情を考慮したものと考えるのであります。が、今回、致府は、義務教育に従事する教職員給与量についてのかかる経緯に鑑み、更らに一步進めて、その教職員を国家公務員とし、その給与の全額を国が直接負担し支給することといたしたのであります。ただ何分にも、一一〇〇余億円に上る給与費を都道府県の負担から国の負担に切替えますことは、国及び地方の税財政制度に影響するところ大であり、その調整に若干の時間を必要といたしまするので、取りあえず、昭和二八年度は従来通り都道府県が負担支給するものとし、国は一定額の義務教育費国庫負担金を都道府県に対して交付することといたしたのであります。

なお、その際、地方財政平衡交付金制度との関係上、基準財政収入額が基準財政需要額を超える富裕都道府県に対しては、一定の調整を加えて、国、地方を通じての財政にむだの起らないよう措置することといたした次第であります。

次に、この法案は、義務教育に従事する教職員の身分を国家公務員に切替えようとするものであります。先にも申述べましたごとく、義務教育は国民の基礎教育であり、国家的事業として営まれているものであります。現実に個々の学校は市町村が設置経営に当たっているのであります。併し、義務教育そのものは、飽くまでも、最終的には国の責任において行われるべき国家事業であることは、我が国の学制制定以来一貫して変

らないところと考えるのであります。今回、義務教育学校の教職員を国家公務員にしたいと考えますのは、義務教育に対し国の有する右の責任に鑑み、その教育に従事する教職員を国家公務員といたすべきであると考えたからであります。(「必要なし」と呼ぶ者あり)

義務教育は、まさに、国と地方公共団体とが相提携して、その振興に盡力すべきものと考えておりますが、その際、国は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の基本的事項を確保し、市町村には、個々の学校の具体的経営を託することが望ましいあり方と存するのであります。かかる観点から義務教育の教育活動に従事する教職員の身分を国家公務員とし、一方、その給与を国で負担して、義務教育に対する国の責任を明確にしようとした次第であります。

次に、只今義務教育学校職員法案の提案理由と、その趣旨を御説明申し上げたのですが、同法案によって、義務教育学校職員の身分を国家公務員とし、その諸給与が負担支給いたしますことは、諸種の法律に関連するところ多く、それら関係法規との調整を図る必要がございますので、ここに所要の規定を取りまとめて法律案を提出いたしました次第であります。

この法律は、右の趣旨に鑑み、殆んど関連規定との技術的な調整整理にとどまるので、その詳細については説明を省略させて頂きたいと存じますが、ただ、恩給法に関する部分につきましては実質的な内容を有するところがございますので、以下その要点を説明申し上げます。

義務教育学校職員を国家公務員にいたすに当り、これらの職員を現行恩給法上如何に取扱うかにつきましては、諸種の方法があろうかと存じます。政府といたしましては、今回次のような観点に立って、現在恩給法の適用なき助教諭等について、その勤続期間の二分の一を恩給法上文官に準じて扱う等の措置をとることとしたのであります。即ち、現在義務教育学校職員のうちには昭和二四年一月以前からの在職者、即ち現に恩給法の準用を受けている職員が相当数含まれております。これらの職員が現に有する恩給法上の地位はこれをできるだけ尊重することが望ましいと考えられますし、又、現に恩給法の準用のない職員も、ひとしく国家公務員となします以上は、その準用を受けていた職員と取扱を異にすべきではないと考えるからであります。義務教育学校職員に関する恩給の取扱を、かくのごとく、助教諭等を恩給法上の文官に準ずるものとしての取扱を認め、それらの職員の身分と地位の安定に資するところ大であろうと期するものであります。

第一五国会で政府が力をいれていたものはこの法案と警察法案(第二編参照)であったが、これらの法律の施行と予算との関係が法案にも予算案にも明かにされていなかったため、二月一七日の衆議院予算委員会では改進黨、両社会党の野党三派が予算案審議打ちきりを次のように声明するという事態がおきた。

警察法改正案、義務教育学校職員法案などはいずれも二十八年度予算案と不可分、かつ重要な関係にあるので、われわれは再三にわたり政府がその要綱および法律案を提示することを要求してきた。しかるにようやく提示された右両法案などの要綱はずさん極まるものであって、全く予算審議の用に足りないのみならず、問題の警察法改正案のごときはその施行予定日をすら明らかにしていない。そればかりか警察法の改正は地方平衡交付金の増減、地方税の徴収など現予算案に重大な改変を余儀なくさせるものであるにもかかわらず、政府はその見通しさえ言明できない有様である。われわれはこのような無方針、不明確な予算案

に対し、責任をもって審議を続けるわけにはいかない。よってわれらは政府の明確な方針が明らかにされるまで、予算の審議を中止する。

この間、この法案に反対している自治庁に対して自由党が「反政府的」だとして警告を発したり、全国知事会議の「この政府のやり方は、教員の身分だけを国家公務員とし、給与は定額により国から都道府県に交付して、都道府県が給与の負担をすることになっている。ところが「定額」と実際に二八年度中に支給される額との間には、全国で一三七億円に上る差額(知事会調査)があり、従ってこの分は都道府県が自己財源でまかなわなければならないことになる」という強い反対態度の決定があつたりした。また首相、文相、蔵相、自治庁長官の間で答弁のくいちがいがあり、再開された二月二七日の衆院予算委員会は混乱をきわめ、同日夜野党は再び次のような共同声明を発表した。

本日の予算委員会において義務教育費国庫負担問題に関し政府側答弁は蔵相、文相、自治庁長官の間にそれぞれいちじるしい食違いを露呈した。すなわち、首相の施政方針演説においては明らかに「全額国庫負担を決意し、国家公務員とする」とのべているにもかかわらず、文相の答弁によれば、基本給与額とその交付額との間において約三〇億円の差があり、その給与差額はあげて地方負担にしわ寄せし、しかも二万余人のカラ定員を設けてその穴埋めをすと言明した。われわれはかかる政府内部のぎまんには全く承服できず、さらに二十八日の予算委員会において首相の出席を求め、その責任を徹底的に追求する。

しかるに三月一四日吉田内閣不信任案の可決、国会の解散により右法案は審議未了となり、第一八国会にも提出されたがこれまた成立をみるに至らなかった。

二月二三日参議院本会議で日本共産党岩間正男議員は同法案につき次のように質問し、その撤回を要求した。

吉田総理は施政方針演説で道義の高揚のために義務教育の全額国庫負担をすとのべたが総理のいう「全額」とはいったいいかなる内容をもち、いかなる範囲をさすのか。現在、地方財政で困っている校舎建築費などはもちろんPTA会費、給食費、学用品代など父兄が負担しているものはぜんぶ、憲法に「義務教育はこれを無償とする」と書かれてあるように国家がみるべきである、もしこれをやらずに全額負担をいうにいたっては沙汰のかぎりである。

もしこれらを最低限度はたすとすると、文部省の出した資料でさえ二七八〇億円、日教組では、五〇〇〇億円といっている。しかるにこの法案では九二〇億円にすぎない。これでは全額どころか最低要求の、三分の一、日教組要求の五分之一だ。しかもこれは教職員の給与だけに限られており、地方財政や大衆の教育費は何ら解決されず、その給与費さえ定員定額でおさえられるから、北海道や東北にみられるように、学級統合や、二部教授しなければならなくなる。その上、校舎建築費や、積雪寒冷地などに欠くことのできない屋内体操場などの建築費もわずか四〇億円に押えられ給食費の如きは昨年の二六億円を一七億円にげずっているありさまだ。これでは大衆の負担はいやが上にも強化されることになる。

教育費の大衆負担はすでに限度をわっている。ことに吉田内閣の多年の悪政で父兄大衆の悩みは深刻である。もともと教育費の大衆転嫁は税金の変形だ、政府は「泣く子と地頭に勝てぬ」親心の弱点を利用してPTA税務署という税務署を通じて、父兄の首をしめている。いまや教育費の大衆負担を全廃することなしに教育は守れない。さすがの政府も国民世論の反撃にあつて「全額負担」の看板を下し「学校職員法」としたが、それなら施政演説での吉田総理のあの見解はいったいどうなるのか。こんなごまかしをやって道義の高揚が説けるか。はっきり答弁せよ。

政府は出したいが金がないというかもしれぬが、アメリカの要求する軍事費のためにこんどの予算で二一五〇億円も計上し、去年の使いのこり軍事費一〇〇〇億があるほか、予算の帳面ずらから金融、財政面を通じて六〇〇〇億円以上の金をかくしている。

なぜこれらぼう大な再軍備めあての政策を強行しながら一方で校舎建築費を出ししぶり、なけなしの給食費を大幅にけずるのか。

武蔵野市の米軍宿舎建設反対市民大会で、一女子高校生は「米軍の宿舎六〇〇戸に三七億円も出す金があるなら、なぜ私たちの破れた校舎を作らないのか」とさげんでいる。北海道の学芸大学の寄宿舍では昼、ストーブをたいてもなおツララの下っている部屋があった。ところが約四〇米先の保安隊高級将校住宅は二重張りの硝子戸も麗々しく新築されて、威容をほこっている。吉田総理や岡崎外相はこれらの実相を知っているのか。知っていて財源がない「道義の高揚のために、ふるえながら勉強を続けなさい」と訓示する気か。国庫からその負担をする以上仕方がないというかもしれぬが、元来教員は、その職能上、いかなる官吏であつてもならず教権の自由はつねに確保さるべきである。

もし慣例上それが出来ないというなら「教育公務員特例法」によって、その身分の自由をかくほすべきである。

これこそが教育の自由の原則である。民主教育確立の根本原則である。岡野文相はこのために努力する気はないか。

まことにこれらの暴挙こそは、吉田内閣の精神分裂症のなせるところであり、時代錯誤のヒステリック現象こそは、世界の物笑いであるだけでなく、アジアの恐怖を深めている。

最後にこれによって地方財致や、地方自治が犯され混乱する、このためにこそ地方制度調査会、全国知事会、全国市町村長会、全国教委連合会、全国校長会などみな絶対反対しているのだ。日教組は実力行使をも辞せず、として立ち上っている。また日本の平和と文化を愛し教育をのぞむ国民のすべてが反対している。日本共産党はこの法律を撤回し、国民の教育と平和のために

一、PTA会費、寄付金、給食費、教科書代などをやめ全部国から出すこと。二、小中学校生を十分に入れられるだけの校舎を全部国でつくること。三、先生数をふやし、俸給を上げ、二部教授をやめること。四、教職員を国家公務員にすることに反対し、その自由を守ること。五、民族の教育と文化を守り、子供を肉弾にする戦争に反対し、平和を守ることを要求する。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
